

**「迷惑行為防止重点地区」及び
「迷惑行為防止活動推進地区」の指定について
(答 申)**

平成22年2月

北九州市迷惑行為防止推進協議会

はじめに

北九州市迷惑行為防止推進協議会(以下「協議会」という。)は、北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(以下「基本条例」という。)第13条第1項の規定に基づき設置され、「市長の諮問に応じ、基本計画の策定等並びに重点地区及び推進地区の指定、区域の変更等に関する意見の具申、迷惑行為の防止の推進に関する施策の提言等を行う(基本条例第13条第2項)」ものである。

平成21年11月20日に開催された第5回協議会において、「迷惑行為防止重点地区の追加指定」、「迷惑行為防止重点地区の区域変更(拡大)」及び「迷惑行為防止活動推進地区の指定」について、諮問を受けた。

当協議会が、平成20年8月29日に「迷惑行為防止重点地区の指定」の答申を行い、同年9月25日に指定された「小倉都心重点地区」においては、その取組みにより、迷惑行為は着実に減少しているが、市域全体でさらにモラル・マナーの向上を図るため、今回の答申を行うものである。

罰則(過料)の適用により迷惑行為を規制する「迷惑行為防止重点地区」の新たな指定及び現行地区の区域変更(拡大)、また、迷惑行為の防止推進のための活動が地域団体により行われる「迷惑行為防止活動推進地区」を指定し、それぞれの地区で迷惑行為の防止に向けた取組みが行われることにより、全ての市民の快適な生活環境が確保されることを期待するものである。

【目次】

I 迷惑行為防止重点地区の追加指定	
1 指定についての基本的な考え方	1
2 追加指定の必要性	1
3 黒崎副都心迷惑行為防止重点地区の範囲	3
(1) 範囲設定の考え方	
(2) 黒崎副都心地区の地元関係者の意見等	
(3) 歩行者通行量及び路上喫煙件数	
(4) 迷惑行為防止重点地区の範囲	
II 迷惑行為防止重点地区の区域変更(拡大)	
1 区域変更(拡大)についての基本的な考え方	6
2 区域変更(拡大)に関する要望等	6
(1) 地元などから要望があった区域	
(2) 見直しが必要とされる地域	
3 区域変更(拡大)の必要性	6
4 区域変更(拡大)の範囲	7
(1) 範囲設定の考え方	
(2) 区域変更(拡大)の範囲	
III 迷惑行為防止活動推進地区の指定	
1 指定についての考え方	9
2 申し出があった指定対象地区	9
3 迷惑行為防止活動推進地区の指定について	10
IV 付帯意見	13
V 協議会の開催状況及び主な議題	13
VI 迷惑行為防止推進協議会委員名簿	14

I 迷惑行為防止重点地区の追加指定

1 指定についての基本的な考え方

(1) 迷惑行為防止重点地区は、周囲の市民に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地区から選定することになるため、迷惑行為の実態、人通りの状況、まちづくりの方向性などを考慮する必要がある。

(2) このため、重点地区の候補としては、「小倉都心」、「黒崎副都心」などの中心市街地や「門司港レトロ地区」のような観光拠点の中から選定することが考えられる。

2 追加指定の必要性

(1) 平成20年8月に当協議会が行った「迷惑行為防止重点地区の指定について」の答申の中で、「必要に応じて迷惑行為防止重点地区の拡大・追加についても検討を行うこと」との付帯意見を示している。

(2) 先に重点地区に指定された「小倉都心重点地区」においては、平成20年9月の指定以降、路上喫煙率が大幅に減少し、着実に効果が上がっている。

(3) 平成21年3月25日の重点地区における過料の適用開始から、約10箇月が経過し、重点地区における取組みの効果等について検証することができた。

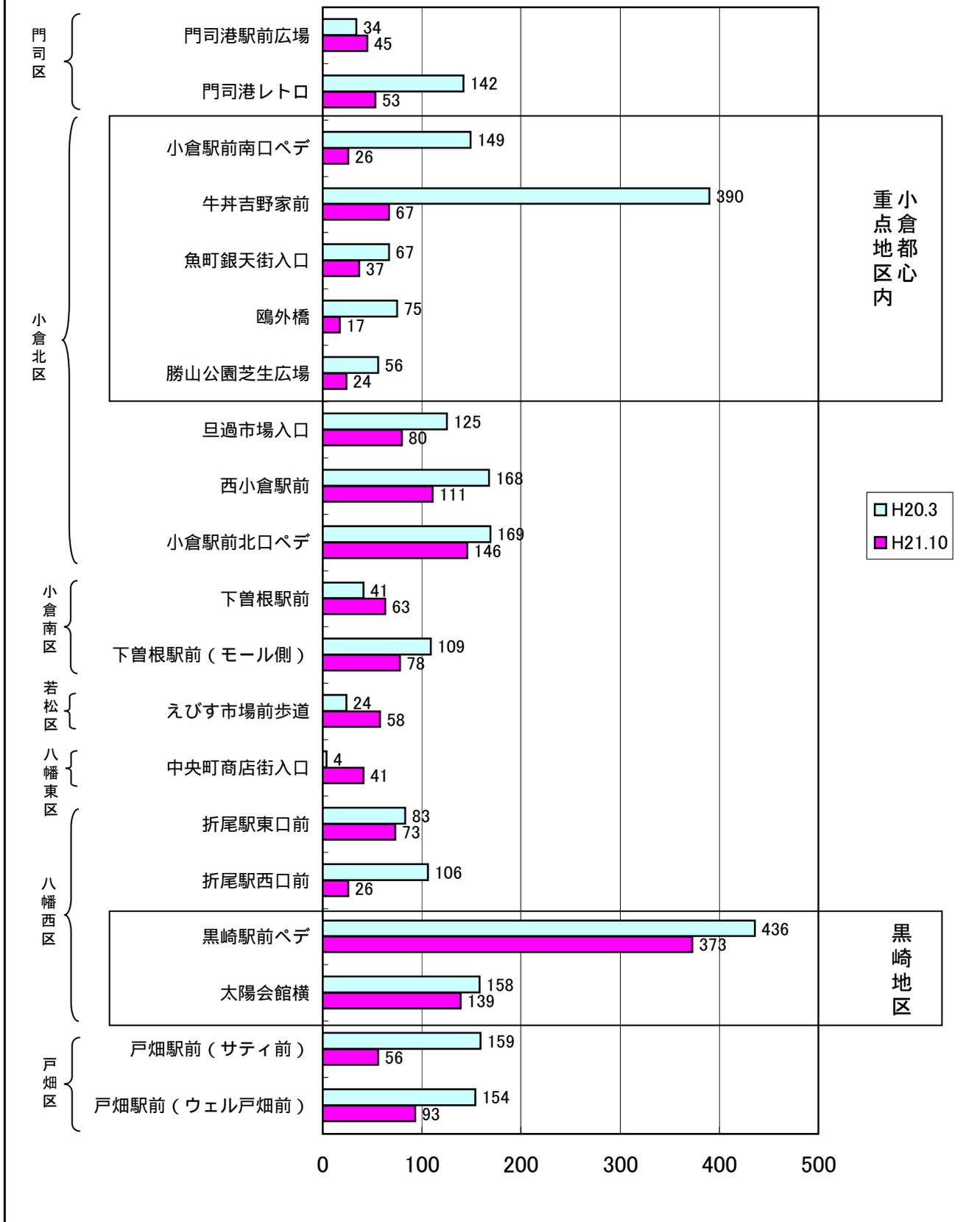
(4) これまでの迷惑行為防止の取組みにも関わらず、なお、市民に迷惑や危険を及ぼす状況が多く発生している地区については、重点地区に追加指定し、改善を図る必要がある。

(5) 市内における迷惑行為の実態を見ると、八幡西区の黒崎副都心地区では、路上喫煙などにより、周囲の市民に迷惑や危険を及ぼす状況が特に多く生じている。

(6) また、黒崎副都心地区では、中心市街地活性化の取組みの一つとして、安全・安心で、きれいな商店街を目指し、平成21年12月に「まちのルール」を策定し、快適な環境づくりを進めようとしている。

(7) 以上のことから、黒崎副都心地区を迷惑行為防止重点地区に追加指定することが適切である。

「路上喫煙」実態調査結果



■ 平成20年3月16日(日)と3月21日(金)の2日間の合計数(7:00~19:00の時間帯に実施)

■ 平成21年10月18日(日)と10月23日(金)の2日間の合計数(7:00~19:00の時間帯に実施)

3 黒崎副都心迷惑行為防止重点地区の範囲

(1) 範囲設定の考え方

迷惑行為防止重点地区では、迷惑行為防止巡視員が巡回し、迷惑行為を行っている者に対し、指導等必要な措置を行う。特に、「路上喫煙」、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「落書き」の4つの迷惑行為を行っている者については、巡視員が発見した場合は、その場で過料処分の対象となる。このため、範囲の設定については、先に指定した「小倉都心重点地区」と同様に次の考え方に基づき検討を行う必要がある。

① 必要最小限の範囲とすること

重点地区では、実際に罰則(過料)を適用するという厳しい処分を行うため、その範囲は限定的であることが望ましい。また、広範囲を指定すると、巡視を十分に行うことができず、条例の実効的な執行が困難になり、条例が有名無実化する可能性が高まる。このため、必要最小限の範囲とする必要がある。

② 波及効果が見込める範囲とすること

多くの人が集まる地区を指定することにより、多くの人重点地区における規制や啓発活動などの取組みを見聞することになる。この重点地区での取組みを見聞した人を通じて、市内全域へモラル・マナー向上の意識が広まるという、好ましい波及効果が期待できる範囲とする必要がある。

③ 分かりやすい範囲とすること

主要な道路や代表的な通り、河川などで囲まれ、市内外からの来訪者にとって、認識が容易な範囲とする必要がある。

(2) 黒崎副都心地区の地元関係者の意見等

黒崎副都心地区の自治会関係者、商店街関係者、まちづくり団体関係者等の迷惑行為防止重点地区の指定についての主な意見は次のとおりである。また、黒崎商店組合連合会、副都心黒崎開発推進会議、黒崎まちづくり協議会の連名による重点地区指定の要望書が平成21年12月22日に市長に提出された。

- 黒崎では、商店街を中心に「まちのルール」を策定しており、重点地区の指定と合わせて、快適な環境づくりに取り組んでいきたい。
- 人通りの多い黒崎駅前ペDESTリアンデッキや商店街などを指定してもらいたい。

(3) 歩行者通行量及び路上喫煙件数

黒崎副都心地区における歩行者通行量及び路上喫煙件数調査(平成21年10月実施)において、通行量、路上喫煙件数が多い上位5地点は次のとおりである。

順位	歩行者通行量	路上喫煙件数
1	JR黒崎駅前ペDESTリアンデッキ	JR黒崎駅前ペDESTリアンデッキ
2	カムズ一番街(河口屋前)	新天街(愛眼前)
3	公園通り(カジキ画材前)	ふれあい通り(太陽会館横)
4	ひまわり通り(旧唐そば前)	ひまわり通り(旧唐そば前)
5	ふれあい通り(太陽会館横)	公園通り(カジキ画材前)

(4) 迷惑行為防止重点地区の範囲

以上を踏まえ、黒崎副都心地区における迷惑行為防止重点地区の範囲については、次の2つのゾーンからなる範囲(約8ha:事務局概算)とすることが適当である。

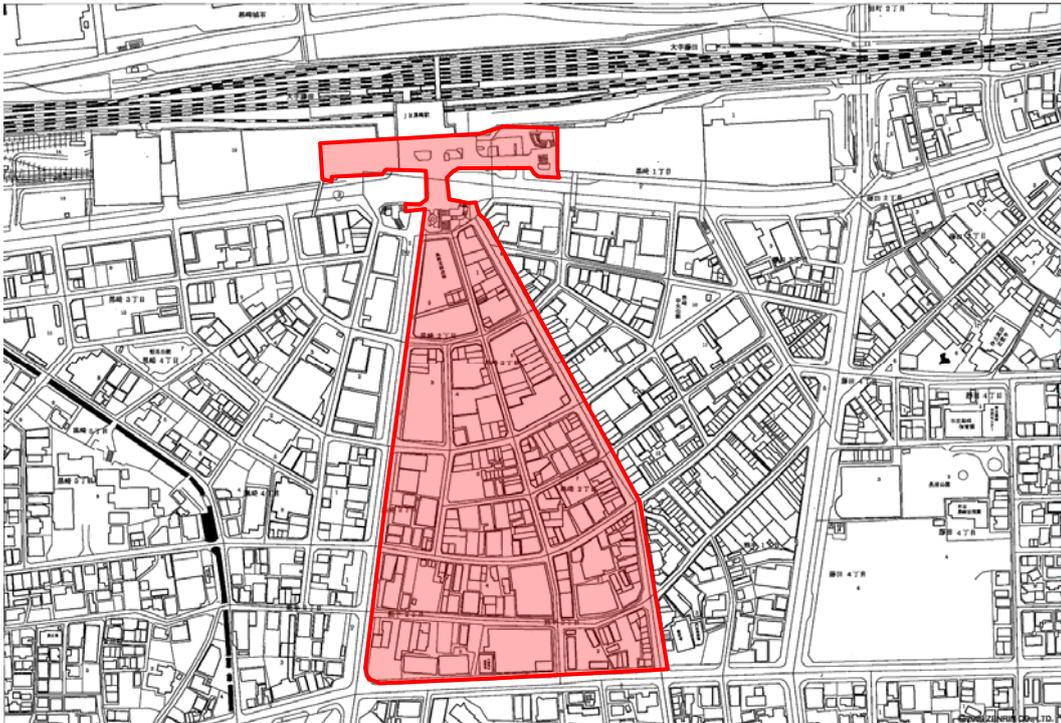
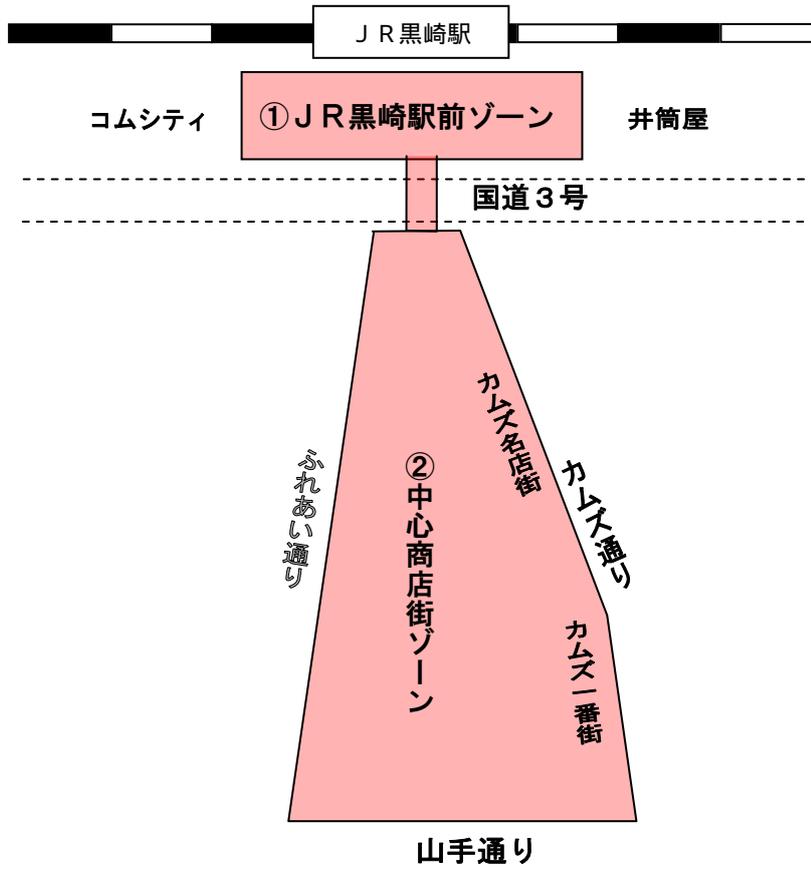
① JR黒崎駅前ゾーン(約1.5ha)

JR黒崎駅前ペDESTリアンデッキ周辺

② 中心商店街ゾーン(約6.5ha)

- ・カムズ通りより西側
- ・ふれあい通りより東側
- ・国道3号より南側
- ・山手通りより北側

黒崎副都心地区における迷惑行為防止重点地区の範囲



Ⅱ 迷惑行為防止重点地区の区域変更(拡大)

1 区域変更(拡大)についての基本的な考え方

区域変更(拡大)する場合には、当該区域を迷惑行為防止重点地区として、周囲の市民に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される区域から選定することになるため、迷惑行為の実態、人通りの状況、まちづくりの方向性などを考慮する必要がある。

2 区域変更(拡大)に関する要望等

小倉都心迷惑行為防止重点地区周辺の区域で、これまで拡大の要望があった地域や見直しが必要とされる区域は次のとおりである。

(1) 地元などから要望があった区域

- ・船場町地区
- ・平和通りから浅香通りの間の地域
- ・旦過市場周辺
- ・リバーウォーク北九州周辺
- ・JR西小倉駅前周辺

(2) 見直しが必要とされる地域

- ・勝山公園のうち、中央図書館南側及び子どもの遊び場部分

3 区域変更(拡大)の必要性

(1) 平成20年8月に当協議会が行った「迷惑行為防止重点地区の指定について」の答申の中で、「必要に応じて迷惑行為防止重点地区の拡大・追加についても検討を行うこと」との付帯意見を示している。

(2) 先に重点地区に指定された「小倉都心重点地区」においては、平成21年3月の過料の適用開始後、路上喫煙率が大幅に減少し、着実に効果が上がっている。

(3) これまでの迷惑行為防止の取組みにも関わらず、なお、市民に迷惑や危険を及ぼす状況が多く発生している地域については、区域を拡大し、改善を図る必要がある。

(4) 路上喫煙率の状況を見ると重点地区内では基本条例の施行前と比較すると約10分の1まで減少している。他の地区においては、路上喫煙率は若干の減少に止まっているのに対し、重点地区周辺では約2分の1まで減少しており、重点地区の取組みの効果は、周辺地区にはある程度波及している。

(5) 現在の重点地区における成果の維持に力を注ぐ必要があり、経費面を考慮すると、現時点では地区の拡大をせず、地元要望があった地域を含め、重点地区の周辺地域への波及効果を高める方策を考えるべきである。

(6) 今回は、「飼い犬のふんの放置」が多い「勝山公園エリア」について、公園の一部が重点地区の区域外となっており、効果的な規制ができないため、勝山公園を一体として巡視できるよう見直しを行うことが適当である。

(7) なお、拡大の要望がある地域については、今後、波及効果の状況等を確認しながら、引き続き検討を重ねる必要がある。

4 区域変更(拡大)の範囲

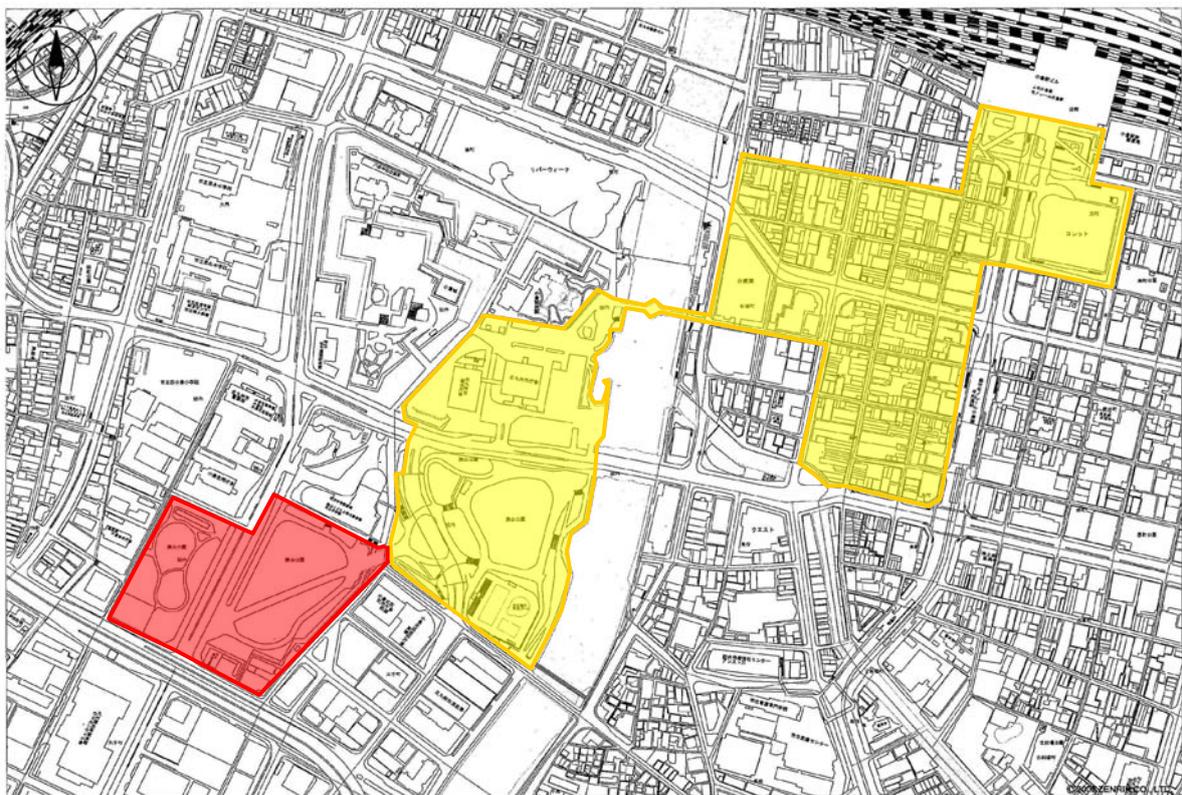
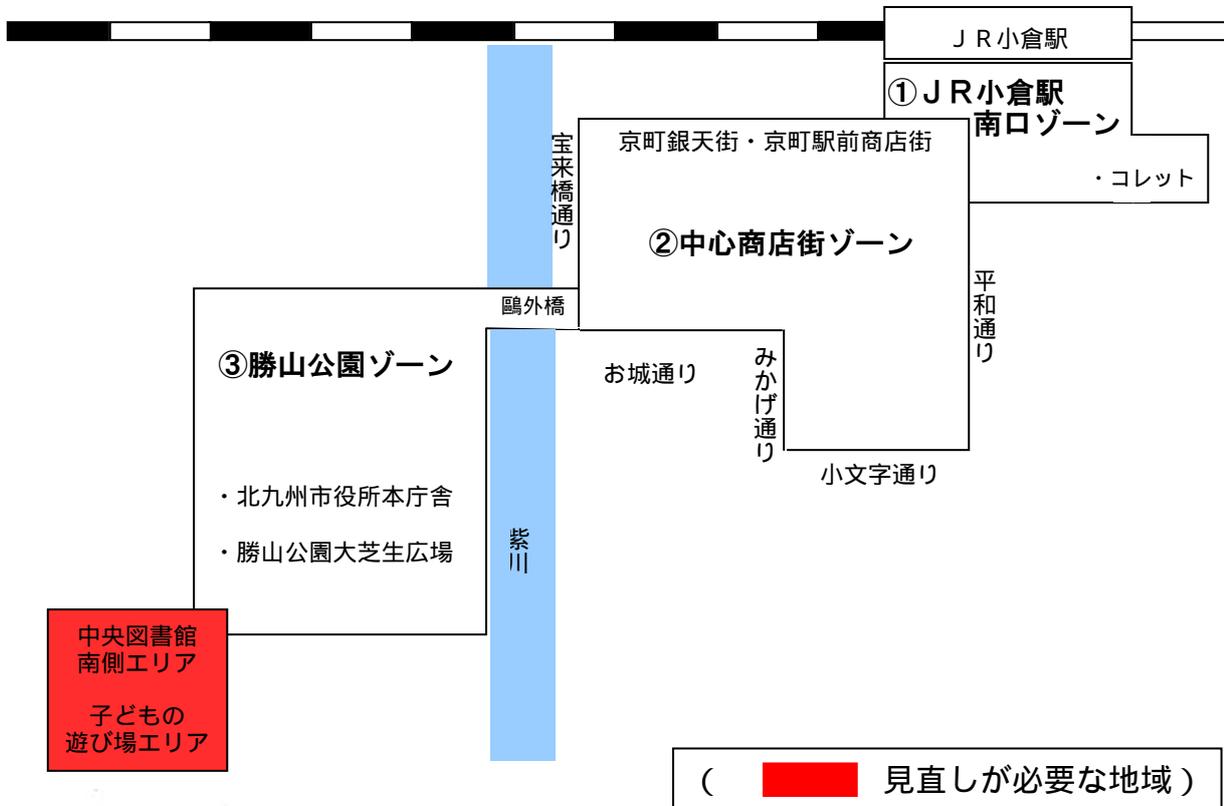
(1) 範囲設定の考え方

重点地区の指定時の考え方と同じとする。

(2) 区域変更(拡大)の範囲

現在指定している小倉都心重点地区の勝山公園ゾーンについて、勝山公園の中央図書館南側及び子どもの遊び場部分(約5.5ha:事務局概算)まで拡大することが適当である。

小倉都心部における迷惑行為防止重点地区の範囲



Ⅲ 迷惑行為防止活動推進地区の指定

1 指定についての考え方

(1) 迷惑行為を防止するためには、重点地区における行政主導の取組みに加え、地域住民による自主的な活動が不可欠である。このため、地域団体からの申し出により、迷惑行為防止活動推進地区を指定し、その活動を支援することを通して、迷惑行為防止活動の活発化を図るものである。

(2) また、このような地域における取組みやその成果を広くPRすることで、市民による迷惑行為防止のための活動のさらなる拡大を目指すものである。

(3) 推進地区の指定基準としては、

- ① 申し出に係る地域団体が迷惑行為の防止に向けて既に積極的に取り組み、又は今後、積極的に取り組もうとしている団体であると認められるものであること
- ② 申し出に係る地域団体が、迷惑行為の防止に向けて継続的な活動を行うことが可能な団体であると認められるものであることが基本条例施行規則第7条で規定されている。

2 申し出があった指定対象地区

(1) 門司港レトロ地区

① 申出団体

門司区錦町校区自治会、古城校区自治会

② 地区の範囲

- ・門司港レトロ中心地区
- ・門司港レトロ観光列車沿線(しおかぜの路)
- ・ノーフォーク広場

③ 現在の活動状況

- ・まち美化活動
- ・飼い犬のふん害防止活動

(2)若松南海岸地区

①申出団体

若松区第1区自治会、第5区自治会、第6区自治会
第7区「久岐の浜クリーングループ」

②地区の範囲

- ・洲の口公園より西側
- ・若松駅前周辺及び久岐の浜広場より東側
- ・この間の国道495号及び市道本町45号線以南部分

③現在の活動状況

- ・まち美化活動

3 迷惑行為防止活動推進地区の指定について

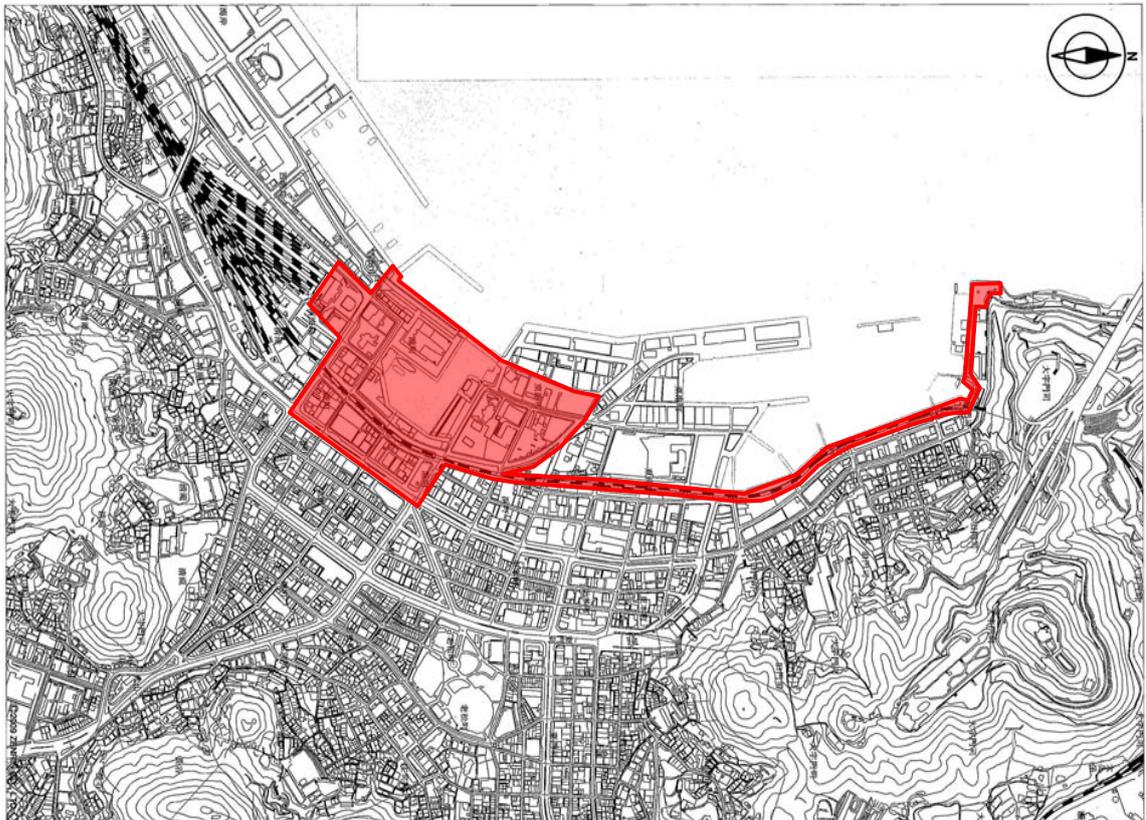
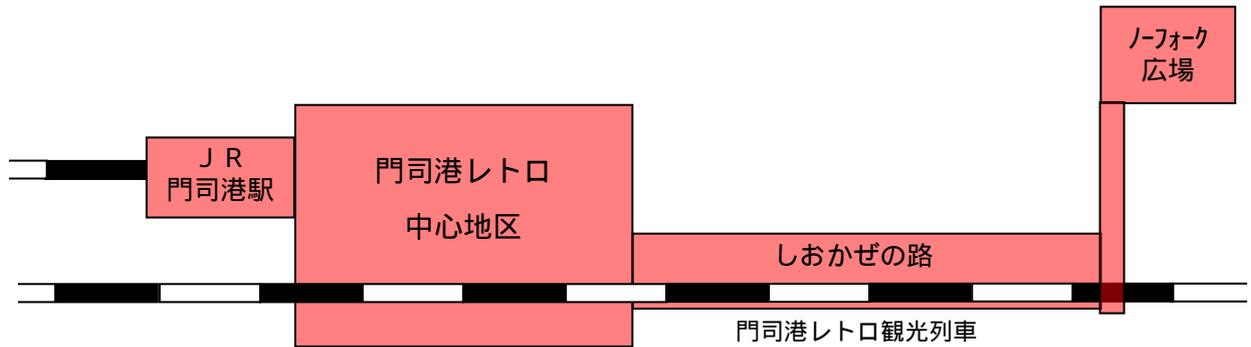
申し出があった「門司港レトロ地区」及び「若松南海岸地区」については、

- ① まち美化活動や犬のふん害防止活動が既に積極的に行われている地域であること
- ② 継続的な活動が可能な自治会による申し出であること
- ③ 市(区)における観光拠点となっている地区であり、他の地域へのPR効果が期待できること

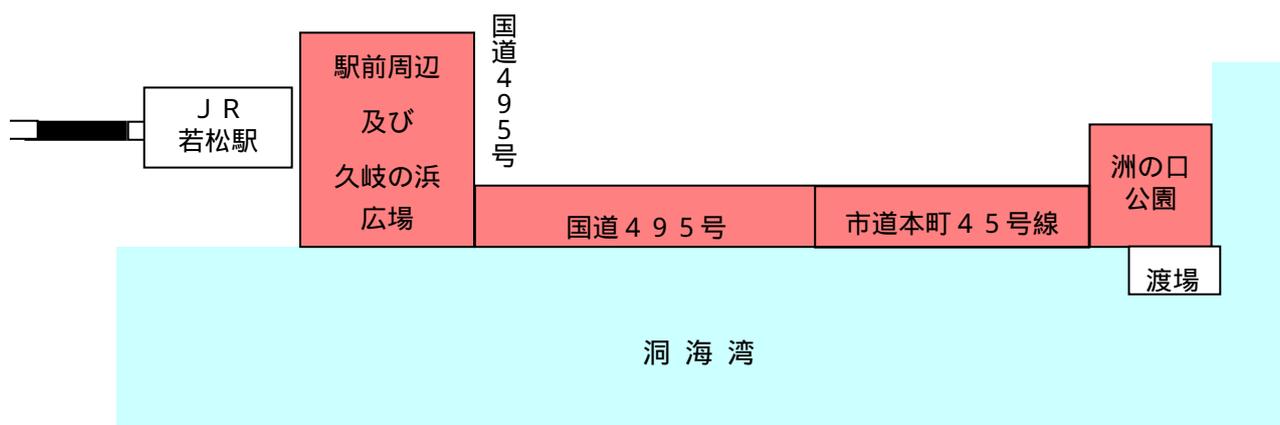
などから、迷惑行為防止活動推進地区として指定することが適当である。

迷惑行為防止活動推進地区の範囲

(1) 門司港レトロ地区



(2) 若松南海岸地区



IV 付帯意見

本協議会は、今回の答申にあたり、次の事項に留意することを付言する。

- 1 迷惑行為防止重点地区における罰則(過料)の適用開始にあたっては、前回と同様に3カ月以上の周知期間を設け、市民や来訪者に十分周知を図ること。
- 2 迷惑行為防止重点地区内では、禁煙と喫煙のバランスを考慮し、適切な喫煙場所の確保について検討すること。
- 3 迷惑行為防止重点地区の区域変更については、地元などから要望がある区域について、今後、迷惑行為防止重点地区における取組みの波及効果などを十分検証し、引き続き検討を重ねること。
- 4 迷惑行為防止重点地区の取組みは、罰則(過料)の適用による厳しい規制であるため、今回の黒崎副都心地区の指定後は、迷惑行為の防止活動が地域団体により行われる迷惑行為防止活動推進地区の指定に重点を置くこととし、市内各区のバランスに考慮しながら検討を進めること。
- 5 市内全域におけるモラル・マナーの向上を図るため、迷惑行為防止重点地区及び迷惑行為防止活動推進地区の取組みの成果を検証するとともに、他の地域においても周知・啓発活動を行い、迷惑行為の改善状況を十分に検証すること。

V 協議会の開催状況及び主な議題

- 1 第5回協議会 平成21年11月20日
 - ・迷惑行為防止重点地区の追加指定、区域変更(拡大)の必要性
 - ・迷惑行為防止活動推進地区の指定
- 2 第6回協議会 平成22年1月19日
 - ・迷惑行為防止重点地区の追加指定、区域変更(拡大)の範囲
 - ・迷惑行為防止活動推進地区の指定の範囲
- 3 第7回協議会 平成22年2月9日
 - ・迷惑行為防止重点地区及び迷惑行為防止活動推進地区の指定についての答申案

VI 北九州市迷惑行為防止推進協議会委員名簿

(平成22年1月現在)

氏名	所属等
会長 大坪 靖直	福岡教育大学教授(教育社会心理学)
副会長 豊川 裕子	(株)豊川設計事務所代表取締役社長(一級建築士) 小倉のまちづくりを考える会副代表幹事
太田 康子	北九州市婦人団体協議会理事
加藤 千佳	加藤千佳司法書士事務所所長(北九州中小企業経営者協会監事)
久保 幸男	北九州商工会議所事務局長兼総務部長
後藤 景子	弁護士(北九州第一法律事務所)
鷹野 秀史	北九州青年会議所副理事長(アリコ・ジャパンAIU保険会社)
田中 覚	北九州市自治会総連合会副会長
丸目 秀樹	北九州市立大学経済学部4年
安永 扶由美	北九州市PTA協議会副会長

* 会長、副会長以外は50音順、敬称略